

校務用パーソナルコンピュータ保守仕様書

1. 概 要

機器納入後、保証期間を含めた5年間(60か月)を、最低使用期間とする。

鳴門市は最低使用期間のうち、機器の保証期間経過後より単年度ごとに落札者と保守契約を締結できる。

保守契約の対象とする機器を減じることは可能だが、一度保守契約の対象外とした機器について、改めて保守契約の対象とすることはできない。

2. 対 象 機 器

- (1) ノート型パーソナルコンピュータ 380台 : 本体、マウス及びACアダプタ

3. 保 守 内 容

- (1) 機器等に係る保守の対応時間は、原則、平日9時00分から17時00分とする。
- (2) オンサイト保守対応とする。修理等に日数を要する場合は落札者負担により代替機を準備すること。
- (3) 機器の利用に支障が発生した際は、その支障原因の箇所を切り分け、原因と考えられるハードウェアまたはソフトウェアを特定すること。
- (4) 機器の障害時には、当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を迅速に行う等、落札者の負担により常時正常な稼動を保証すること。
- (5) 機器の障害時には、速やかに初動対応を行うこと。
- (6) SSD障害時に交換SSDの持ち帰りが必要な場合は、データの消去を行い、SSDに対してセキュリティパスワード設定してロックし持ち帰ること。なお、データ消去はWindowsでの初期化は不可とする。